

危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、富士見台小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものととなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

1 基本的な考え方

第 1 条（基本的な認識）

（略）

第 2 条（職員の基本的行動）

（略）

2 具体的な行動・準備

第 3 条（開校時の災害） 震度 5 弱以上は直接保護者に引き渡す

A 災害発生直後

〔1〕 校長・副校長が不在、若しくは校長室・職員室の破損が甚だしく、対策本部が設けられず、本部からの放送・指示が出せないことを基本と考える。

1、地震が収まって 1 分経っても本部からの指示がない場合は、各担任・専科教員が判断し、児童を誘導して校庭に避難する。校舎内に留まらず、校庭に避難することを第一とする。（校庭の状況によっては体育館避難も考えられる。）

2、校庭避難後、校舎内壁等の落下、亀裂等の安全確認を終えてから、校舎内に再避難する。（チェック表活用）

3、担任は出席簿、引き渡しカード、非常用持出袋を忘れずに持って避難する。

4、児童の安全・職員の安全を第一に考え、金庫内の『書類の持ち出し』は一切考えない。

〔2〕 職員室の破損程度が小さく、対応できる人間がいる時は、職員室を『対策本部』とする。

1、①防災無線で区の対策本部と連絡をとる（副校長）。

②校内の状況把握と指示（校長）。

（略）

2、児童の安全確認。本部（校長）と各階はインターホンで連絡をとる。

3、負傷した児童の応急手当（各担任・授業のない専科教員）

4、危険個所の点検・避難通路確保（用務・事務・専科等教員）

5、負傷者の搬出・応急手当のチェック（用務・養護教諭）

状況を把握した後、本部より校庭への避難の指示を出す。（校長）

6、校庭への児童の誘導（各担任・専科）

7、学校付近の状況の確認。火災発生の有無の状況等確認。（事務）

①屋上が無事な場合は屋上から周辺状況を観察する。

②屋上に上がれない場合は、学校からの避難路を中心として付近の状況確認。

③デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等からの正確な情報を収集する。

B 校庭避難時（体育館避難時もある）

〔3〕 校庭避難時

1、避難直後には、保護者が引き取りに来ても引き渡さない。

2、付近からの避難住民と保護者は校庭の一カ所に誘導する。

①迎えに来た保護者

状況が確認でき、引き渡し可能の判断ができるまでは、保護者に引き渡さない。
児童を引き渡す場合は学級の各担任。保護者の整理・誘導等は専科教員が行う。

②校舎から避難してきた児童の集合場所を決める。（教務主任・生活指導主任）

③避難してきた付近住民への説明・誘導・指示。（事務・用務）

④残留児童の保護・管理（各担任）

3. ここまでの状況の総合的な判断をする（校長）

C 第二次避難場所への避難

〔1〕校舎内や近隣の建物より出火、または、校舎の倒壊が予想される場合は速やかに第二次避難場所（宮本公園）へ避難をする。

①事前に、宮本公園までの避難経路の安全確認を行う。

②宮本公園の状況を確認し、避難可能かどうかを確認する。

③宮本公園も避難できない状況の場合は第三次避難場所 志村第一中学校への移動を考える。

〔2〕第二次避難場所に避難した後の行動は、B校庭避難時と同様とする。

D 学校を、住民を含めた避難場所と決定した時 （避難拠点要員が来るまで）
（略）

E 泊まり込み体制に移行

（略）

第4条（校外活動時の災害）

＊実踏時に見学施設の避難経路・避難場所を確認、施設管理者等との打ち合わせをしっかりと行う。

〔1〕宿泊を伴う校外活動時は、その地の災害対策本部の指示に従うとともに、引率責任者は速やかに学校に連絡する。

①最寄りの避難場所に避難（宿泊場所で被災した場合は、その管理者に従う。電車、バス等に乗車中は係員の指示に従う。）

②海や山で被災した場合は、津波やがけ崩れ・落石の危険のない安全な場所へ、地元の人に確認して避難する。

③人員確認、負傷者の応急手当、児童へ状況説明を行う。

④児童に不安を抱かせないように配慮する。

〔2〕校外活動時の校内管理責任者（管理職）は、学校の対応状況を区教育委員会に報告する。（所在、行方不明者・負傷者の有無、氏名、搬送先医療機関等の連絡先・担当者、今後の連絡手段の確認及び定時の連絡方法について）

〔3〕情報を保護者に連絡する。

〔4〕交通機関の運行や道路状況によって帰校することが危険と判断された場合は、近くの小学校、中学校に避難するなど適宜必要な措置をとる。

〔5〕校外活動が地震防災対策強化地域内の場合は、その地の区町村と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。

第5条（閉校時の災害）

（略）

第6条（登下校途中の災害）

＊日頃から家族と大地震が起きた場合の避難の仕方や避難場所、避難経路、連絡の取り方など、防災について約束事を決めるよう知らせておく。

＊各自で安全を確保する。

①倒れるかもしれない物（ブロック塀や電柱、自動販売機など）、落ちてくるかもしれない物（窓ガラスや電線、看板 など）から離れる。

②ランドセルなどで頭部を保護し、身を低くする。

③車道には出ない。

〔1〕登校途中で災害に遭った場合は、原則学校に集合する。ただし、自宅が近い場合や、道路通れないなど学校へ来ることが困難な場合は自宅へ戻る。

〔2〕下校途中で災害に遭った場合は、原則自宅に帰る。ただし、学校が近い場合は学校へ戻る。

《自宅へ戻っても、家に入れない場合》

1. 近くの知り合いや友達の家など、大人がいる安全なところへ避難させてもらう。

2. 学校または近くの安全な一時避難場所の近い方に避難する。

第7条 警戒宣言が発せられた場合の対策

〔1〕警戒宣言が発令された場合は、板橋区一斉連絡メールにより各家庭に連絡を行い、児童の引き取りを開始する。残留児童は校内に保護する。

〔2〕警戒宣言が発令され、引き取りの余裕がない場合は災害の発生時と同様の体制に入る。

〔3〕警戒宣言が発令された場合は、火気の使用を制限し、監視を厳しくする。

第8条（避難要員）

（略）

F 施設再開までの復旧計画

（略）